



GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局
宮崎市橘通東3-1-22
宮崎合同庁舎
TEL0985(38)8821
FAX0985(38)5028

労働条件通知書交付推進キャンペーン

宮崎労働局管内の労働相談は、この10年間で2倍となり、年間1万件を超えています。

相談内容としては、年次有給休暇、いじめ・嫌がらせ、時間外労働、退職・解雇、賃金不払等が増加しています。

相談が増加している要因の一つとして、年次有給休暇、退職や解雇の手続、時間外労働等の労働条件について労働者に対する周知が不十分であることがあります。

労働基準法では、事業者に対し、労働者を採用する際には、年次有給休暇・時間外労働・賃金・退職・解雇等の基本的事項を記載した労働条件通知書を交付すること等により労働条件を明示することが義務付けられています。

しかし、未だに、労働条件通知書を交付する等により労働条件を明示していない事業場やその内容に不備がある事業場がみられます。

このような状況を踏まえ、宮崎労働局では、労働者の採用が多くなる3月から4月の時期に、労働者を採用する際の労働条件通知書交付による労働条件の明示を徹底するために、「労働条件通知書交付推進キャンペーン」を実施することとしました。

キャンペーン月間においては、



労働条件通知書を交付しましょう

労働条件の明示

明示方法

- 原則 書面の交付
- ①FAXの送信
- ②メール、SNS等の送信

労働者が希望する場合のみ

例外

必ず明示しなければならない事項

- いつからいつまで働くのか(雇用期間)
- ※期間が決められている場合は更新の基準
- どこでどんな仕事をするのか(勤務地や業務内容)
- 勤務時間や休憩時間、休日など
- 給料はどのように支払われるのか(給料額の計算方法、支払の時期)
- 辞めるときの決まり(退職や解雇)
- 昇給に関する事項

必ず明示しなければならない事項

- 退職手続に関する事
- 賞与などに関する事
- 食費、作業用品などの負担に関する事
- 安全衛生に関する事
- 職業訓練に関する事
- 災害補償などに関する事
- 表彰や罰則に関する事
- 休暇に関する事

就業規則がある労働者に交付する場合は必ず交付する

厚生労働省・宮崎労働局・労働基準監督署

労働局や各労働基準監督署等でのほり旗を設置するなど、広く周知を図ることとしておりますので、各自治体や業界団体、労働組合等関係団体におかれましては周知のご協力をお願い申し上げます。

高校生が労働法を学ぶ ～県立富島高校～

宮崎労働局では、労働基準監督官による高校生を対象とした労働法研修会を実施しています。

1月18日には富島高校において①働く前に知っておくこと、②働く時のルール、③仕事を辞めるときをテーマに相談事例を交えながら労働法を解説しました。

高校・大学在学中のアルバイトや卒業しての就職に向けて、高校生の頃からこうしたルールを知っておくことは大変重要です。

宮崎労働局では来年度も高校生向け労働法講話を実施する予定ですので、県内の高校におかれましてはぜひ活用の検討をお願いいたします。



延岡市の子育てサポート企業を くるみん認定しました 男性の育休取得率100%を達成！

宮崎労働局は、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる子育てサポート企業として、男性従業員の育児休業取得率100%のホームライフ・トーフク株式会社(延岡市)を新たにくるみん認定し、2月20日、認定通知書交付式を行いました。

田中局長から「より働きやすい職場を目指し、改善を続けてこられたご努力に敬意を表します」

「皆様方に続く企業が増えていくよう、同業他社をはじめ県内企業への情報提供にもご協力いただければ幸いです」との言葉を送りました。

ホームライフ・トーフク株式会社の工藤社長は「今後も、わが社

の経営理念『富社裕員』の事業目的の一つでもあります、地元で存在感のある誇らしい会社をつくり、社員をやり甲斐や厚遇で幸せにするために、改めて一致団結で精進してまいります」との抱負を述べられました。



左から、田中局長、ホームライフ・トーフク社 工藤和紘氏、工藤弘二社長、渡辺雇用環境・均等室長



外国人雇用状況の届出状況まとめ

県内の外国人は5,616人 過去最高を更新

宮崎労働局ではこのほど、県内における令和4年10月末現在の外国人雇用の届出状況を取りまとめ、公表しました。

外国人雇用状況の届出制度は、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に対し、外国人の雇入れ及び離職時に、氏名、在留資格、在留期間などをハローワークへ届けることを義務付けています。

集計の結果、県内の外国人労働者数は5,616人で、前年比で380人の増加となり、平成19年に届出制度が義務化されて以降、過去最高を更新しました。

新型コロナの感染拡大防止のため

めに実施されていた外国人の入国制限が緩和されたことから、労働者の数も増加に転じています。

また、外国人労働者を雇用する事業所についても、1,252か所となり、前年比で55か所増加、過去最高となっています。

宮崎県の特徴を挙げると、国籍別ではベトナムが最も多く、2,281人（全体の40.6%）、次いでインドネシア845人（同15.0%）、フィリピン563人（同10.0%）となっています。

これまで上位3位以内であった中国が4番目となったほか、対前年増加率でみると、ネパールが前年比65.1%（114人）増、インドネシアが60.3%（318人）増となっており、外国人労働者の国籍別割合の変化がみられています。

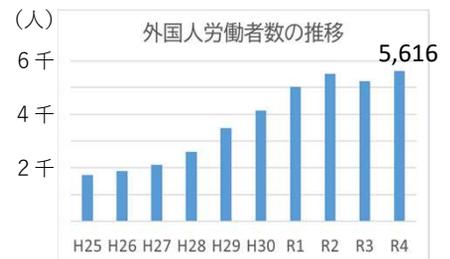
産業別では、製造業が最も多く2,273人（同40.5%）となっていますが、全国と比較して農林漁業で就労する外国人の割合が高いという特徴があります。特に漁業が前

年比93人増となっており、インドネシアからの技能実習生の増加が目立っています。

在留資格別では、技能実習が最も多く、3,298人となり、県内の外国人労働者の58.7%を占めています。この割合は都道府県別で宮崎県が最も高くなっています。

また、平成31年4月に就労目的の在留資格として創設された特定技能は前年比304人（56.6%）の増加となっており、今後も拡大が見込まれています。

外国人労働者がますます身近な存在となるなか、宮崎労働局では、各事業所が行う外国人雇用状況届出の確実な提出を指導することで、管内における外国人雇用の状況を正確に把握し、適切な雇用管理が図られるよう助言・指導を行うこととしております。



地域職業能力開発促進協議会を開催しました

2月15日に第2回「宮崎県地域職業能力開発促進協議会」を開催しました。

11月9日に第1回を開催した同協議会での協議内容及び2月14日に開催された「第2回中央職業能力開発促進協議会」における「令和5年度全国職業訓練実施計画(案)」を踏まえ提案を行った「令和5年度における宮崎県地域職業訓練実施計画(案)」について協議を行い、策定の承認を得ました。

また、公的職業訓練に関するカリキュラム等の改善のため、宮崎県地域職業能力開発促進協議会において令和5年度に訓練効果の把握・検証をヒアリングによって行う訓練分野は、協議の結果、「デジタル分野」と決定しました。さらに、他の訓練分野においても把握を検討することとしました。



在籍型出向等支援協議会をオンライン開催

2月14日、宮崎労働局で「第3回宮崎県在籍型出向等支援協議会」をオンラインで開催しました。

今回は、宮崎県における産業雇用安定助成金の今年度までの実績報告、在籍型出向支援を活用されている県内企業の事例紹介等の共有、昨年12月に創設された『労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に活用できる“産業雇用安定助成金スキルアップ支援コース”』についての説明を行いました。

また、構成機関の皆様から「出向・移籍支援実績」「農業分野における在籍型出向の事例」「人への投資、労働移動の円滑化に向けた取組」「新型コロナウイルス感染症による九州の公共交通事業者・観光事業者への影響他」に関する活発な発表がありました。

今後は、「在籍型出向」を活用した円滑な労働移動をより一層促進していくために、事業所や同業者組合向けのセミナー・説明会の機会を増やしていけるよう、構成機関の皆様にも「在籍型出向支援制度」や「産業雇用安定助成金スキルアップ支援コース」に関心のある企業情報の収集やセミナー開催についてのご協力をお願いしました。



オンライン開催の画面